

最高裁秘書第3033号

平成30年7月25日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 平成30年度（最情）諮問第29号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

平成30年7月20日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸彦

理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

7月20日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、2018年3月号の「自由と正義」の記載を理由に本件対象文書は存在する旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

最高裁判所調査官室の勉強会における配付資料（直近に行われたもの）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、6月14日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

最高裁判所内において、本件開示申出に係る文書を探索したが、該当文書は存在しなかった。

なお、最高裁判所調査官個々人の研究、研さんを図るために勉強会が実施さ

れることはあるものの、このような性格の勉強会において、司法行政文書が作成、取得されることとは予定されていない。

したがって、原判断は相当である。